

子供・若者施策の共通の基盤となる取組

※「子供・若者施策の共通の基盤となる取組」は、第4章の最後に位置付ける予定です。

（「1 都における計画の推進体制」、「2 区市町村の役割」、「3 関係機関との連携の強化、人材の養成」の後）

※また、このパートでは、子供・若者からの意見聴取等の取組とともに、子供・若者の視点に立ったデータを収集の上、施策を策定し、実施し、評価する必要性を記述する予定です。

※若者からの意見聴取の取組については、現在、若者部会にて議論いただいているところですので、第3回若年支援部会にて若者部会より報告をいただきたいと考えております。

※子供・若者の視点に立ったデータを収集の上、施策を策定し、実施し、評価する必要性については、関係局と調整の上、第4回若年支援部会（10月中旬予定）にて御審議いただきたいと考えております。

※「こども未来アクション2024」(P8)

子供の実態、声や思いを子供政策に反映

子供の意見を聴いて施策に反映する取組

- 幅広い年代の多くの子供から意見を聴くとともに、**子供が思っている率直な意見を引き出し、様々な環境下にある子供の声もしっかり聴き取ることができるよう、質と量の両面から子供との対話を強化しました。**
- 具体的には、2023年4月から12月にかけて、子供の居場所におけるヒアリングやこども都庁モニターなど、**多様な手法を用いるとともに、子供との対話の実施規模についても昨年度より大幅に増やしました。**

子供の居場所におけるヒアリング

子供が日常を過ごす居場所に足を運んで、600人の子供からヒアリング

こども都庁モニター

年代別に公募した1,200人のモニターに、各局の施策に関するWebアンケートを実施



出前授業

都職員が小・中・高校に出向き、子供政策に関する様々なテーマで1,600人に授業を実施

SNSを活用したアンケート

中高生等延べ15,000人にSNSを活用してアンケートを実施

各事業におけるワークショップ等

庁内各局の多様な施策において、子供の参加や対話の機会を創出

子供に関するエビデンス（実態や意識）を把握する取組

- 2023年5月から6月にかけて、**子供の幸福感や自己肯定感、居場所などについて調査しました。**
- 東京の子供の特徴を知るため、**国際的な調査等との比較も実施しています。**

子供に関する定点調査 「とうきょう こども アンケート」

幅広い年代の子供とその保護者7,500世帯を対象に郵送で調査を実施



エビデンスに基づく子供政策の推進

子供に関する定点調査「とうきょう こども アンケート ～みんなと考える「いま」と「みらい」～」

- 子供を取り巻く環境は、多様かつ刻々と変化するため、子供の意識や実態、直面している課題等を時機を逸することなく的確に把握し、エビデンスに基づく実効性の高い子供政策を推進していくことが必要
- 「とうきょう こども アンケート」は、従来の行政分野の枠組みにとらわれることなく、子供に関する実態や意識の変化を定点で把握するため2023年度から調査を実施
- 子供政策や子供を対象とした調査分野における学識経験者等による検討会議の議論を踏まえ、調査項目等を決定
- 長期にわたって同一年齢の子供とその保護者に対して同一の質問を行う

今後のアクション

- 調査で明らかとなった客観的な事実や特徴に基づき、学識経験者等による検討会議での議論も踏まえながら、政策的な課題や行政ニーズ等の分析・検証に取り組むとともに、毎年度の調査結果をデータとして蓄積し、その経年変化についても分析
- 回収率向上等に取り組んで分析対象となるデータの数を増やし、統計調査としての精度を高めていく

【2024年調査（予定）】

調査対象	小3、小5、中2、17歳の子供とその保護者、3歳児の保護者
調査票送付数	合計10,500世帯 ※住民基本台帳から無作為抽出
主な質問事項	幸福感、自己肯定感、居場所に関すること等
調査期間	2024年5月

政策への反映

政策的な課題や行政ニーズ等を分析・検証蓄積されたデータの経年変化を分析

各局とも共有

より強固なエビデンスに基づく、実効性ある政策を練り上げ、機動的に展開

関係機関との連携の強化、人材の養成

【既存の協議会、ネットワーク等との連携】

- 社会的自立に向けて困難を有する子供・若者への支援を実施するに当たっては、多様な関係機関が連携していくことが必要。子供・若者育成支援のネットワークを新たに構築する場合や拡充する場合には、区市町村の実情に応じて、既に地域において様々な支援を行っている既存の協議会やネットワーク等と連携していくことが重要。
- 必ずしも新たな仕組みを立ち上げなくても、既存の仕組みの中で活用可能なものを子供・若者支援地域協議会として機能させていくことも考えられる。既存の協議会及びネットワークには、例えば以下のようなものが挙げられる。

名称等	概要
要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2）	要保護児童等の早期発見や適切な保護を図ることを目的とし、児童相談所や学校、保健所などの関係機関が、必要な情報交換や支援内容の協議などを行うネットワーク
生活困窮者自立支援制度の支援調整会議等の地域ネットワーク	支援調整会議など、生活困窮者を早期に発見し包括的な支援を行うための地域ネットワーク
地域若者サポートステーション事業のネットワーク	ニート状態にある若者等の職業的自立支援を目的とした地域の若者支援機関等からなるネットワーク
児童生徒の不登校・いじめ等に対応するためのネットワーク	不登校やいじめ等児童生徒の問題行動等への対応を目的とした、教育委員会、学校、教育支援センター（適応指導教室）等の関係機関によるサポートのためのネットワーク
特別支援教育を総合的に支援するためのネットワーク	発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対し、学校における特別支援教育を総合的に推進するための、教育、医療、保健、福祉、雇用等の関係機関等によるネットワーク
ひきこもり地域支援センターのネットワーク	ひきこもり地域支援センターは、ひきこもりについて専門的見地から相談機能を担うものであり、相談内容に応じた適切な支援をするために医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関が情報交換等を行うネットワーク
少年非行対策ネットワーク	少年非行の防止や立ち直りを支援するためのネットワーク

※以下、今回の案文として追記しています。

「区市町村における若者支援施策の取組状況が様々であることや、東京都や区市町村、子供若者を支援する民間団体間において組織や分野での壁を越えて広域的に連携していくための基盤整備も重要。例えば、関係機関同士で相談できたり、有用な情報を即時に伝達し合えたりするなど、関係機関同士の連携を一層強化する仕組みの構築等が考えられる。」

【人材の養成】

- 子供・若者の育成支援は、社会のあらゆる分野における全ての構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要。
- 都及び区市町村は、子供・若者の育成の課題を具体的に共有し、それぞれの協議会の円滑な運営を図るため、関係部局や関係機関等と連携しながら、研修等を通じて人材の養成や資質の向上に努めていく。

第34期東京都青少年問題協議会 若年支援部会名簿

【若年支援部会】

(敬称略)

氏 名	所 属 等
井 利 由 利	公益社団法人青少年健康センター茗荷谷クラブ
小 西 暁 和	早稲田大学法学学術院教授
新 保 幸 男	神奈川県立保健福祉大学教授
杉 浦 ひとみ	弁護士、東京アドヴォカシー法律事務所
土 井 隆 義	筑波大学教授
堀 有 喜 衣	独立行政法人労働政策研究・研修機構 統括研究員

【事務局】

氏 名	所 属 等
竹 迫 宜 哉	生活文化スポーツ局生活安全担当局長
村 上 章	生活文化スポーツ局若年支援担当部長
山 本 理	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課長
栃 折 晃 平	政策企画局計画調整部計画調整担当課長